

弘前市建築物エネルギー消費性能適合性判定等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、建築物エネルギー消費性能適合性判定について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）において使用する用語の例による。

(軽微変更該当証明)

第3条 施行規則第13条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が、同規則第5条（第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書類の交付を申請する場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が、同規則第5条（第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当する場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書（様式第2号）を交付するものとする。

(計画の取下げ)

第4条 法第11条第1項若しくは第2項又は法第12条第2項若しくは第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請を行った者が、当該申請を取り下げようとするときは、取下書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(建築等の取りやめ)

第5条 建築主は建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の新築等を取りやめる場合は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の新築等を取りやめる旨の申出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(基準適合命令)

第6条 市長は、法第13条第1項の規定により建築主に対し是正措置命令をする場合は、是正措置命令書（様式第5号）により行うものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。